

公 告

制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 7 日

高知市教育長 永野 隆 史

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 オーテピア総合案内業務委託
- (2) 業務場所 オーテピア （高知市追手筋 2 丁目 1 番 1 号）
- (3) 業務概要 高知県立図書館と高知市立市民図書館本館を合築した「オーテピア高知図書館」、「オーテピア高知声と点字の図書館」及び「高知みらい科学館」の 3 施設からなる図書館等複合施設「オーテピア」における総合案内業務を行う。
- (4) 履行期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで（長期継続契約）
- (5) 業務内容 別添「オーテピア総合案内業務委託仕様書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

1 入札参加資格要件

この業務への入札に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (2) 本市の令和 8・9 年度物件等競争入札参加有資格者である者
- (3) 公告日から開札日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (7) 当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する関係がない者
 - ア 一方の法人等の代表者（個人事業主を含む。）が、他方の法人等の代表者を現に兼ねている場合
 - イ 組合等（共同企業体を含む。）と当該組合等の構成員
- (8) 平成 28 年 4 月以降に、延べ床面積 2,000 ㎡以上の公共施設における総合案内業務（業務履行期間が 1 年以上のものに限る。）を含む業務を受注し、履行した実績を有する者
 - ※ 総合案内業務とは、総合案内窓口を設置し、施設の利用案内や行先案内、各部署への取次ぎ、施設周辺の地理案内等について、施設利用者からの問合せ等に対応する業務をいう。なお、当該業務が含まれる指定管理業務についても実績と認める。

2 説明会

本業務の入札に参加を希望する者は説明会に参加すること。なお、説明会に参加しない者は入札参加資格を有しないものとする。

- (1) 日 時 令和 8 年 7 月 21 日（火）午前 10 時から
- (2) 場 所 オーテピア 1 階 会議室（高知市追手筋 2 丁目 1 番 1 号）
- (3) 申込書類 説明会参加申込書（様式第 1 号）
- (4) 申込方法 F A X 又は電子メールにより申込みすること。
 - ※ 申込み後、電話にて着信の確認を行うこと。
 - ※ 1 事業者 3 名までの参加とする。

- (5) 申込期限 令和8年7月17日(金)午後5時まで
- (6) 申込先 オーテピア 4階 事務室 F A X : 088-823-9352
電子メール : kc-201000@city.kochi.lg.jp
- (7) その他 説明会で質疑の受付を行う。回答は説明会参加者に対し、説明会又は令和8年7月22日(水)F A Xで行うものとする。

3 一般競争入札参加資格申請の提出

この業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類等を提出し、入札参加の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。

- (1) 提出書類
 - ア 制限付き一般競争入札参加申請書（様式第2号）
 - イ 業務実績調書（様式第3号）
 - ウ 業務実績調書に記載した業務受託が確認できる資料（契約書の写し等）
- (2) 受付場所 オーテピア 4階 事務室（高知市追手筋2丁目1番1号）
- (3) 受付期間 令和8年7月21日(火)から令和8年7月29日(水)午後5時まで
※郵送の場合は、7月29日(水)必着。
- (4) 提出方法 持参又は郵送によること（月曜日及び第3金曜日は図書館休館日。）
※持参の場合は、持参する前に図書館・科学館課へ電話連絡すること。
※郵送の場合は、書留で送ること。

4 入札参加資格審査の結果

申請のあった者には、入札参加資格の結果を入札参加資格結果通知により通知する。

- (1) 通知日 令和8年8月12日（水）予定
- (2) 方法 F A Xにより通知し、入札参加資格結果通知書は別途交付する。

5 入札手続等に関する事項

- (1) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 委任状（代理入札の場合のみ）
- (2) 入札日時等
 - ア 入札日時 令和8年8月18日(火)午前10時
 - イ 入札場所 オーテピア 1階 会議室（高知市追手筋2丁目1番1号）

6 入札参加資格の喪失

第4項の入札参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が第1項各号に掲げる参加要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の入札に参加することができない。

7 入札条件等に関する事項

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 入札参加資格決定をされなかった者は、当該入札に参加することができない。
- (3) 郵送及び電信による入札は認めない。
- (4) 入札の回数は、初度の入札を含め3回までとする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (6) この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び高知市契約規則第20条の規定に該当する入札は、無効とする。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより決定する。（辞退はできない。）なお、当該入札においては、最低制限価格を設定しない。
- (8) 本案件は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため（請書による場合を除く。）、希望する場合は、落札決定以降直ちに『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により図書館・科学館課（kc-201000@city.kochi.lg.jp）に提出すること。
（※『別記様式「電子契約利用承諾書」』：契約課ホームページ - お知らせ - 電子契約サービスの導入について）

8 契約締結に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から10日以内に契約を締結すること。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止または指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (4) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、契約を変更又は解除することができる。

9 入札書の押印省略について

入札書への代表者印又は代理人の押印は省略可能とする。押印を省略する場合は、代表者又は代理人の本人確認を行うため、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）持参す

ること。なお、入札書の押印を省略した場合で代表者又は代理人の本人確認ができなかった入札書は無効とする。ただし、代理入札における委任状の委任者（代表者、支店長等）の押印は省略不可とする。また、委任状の使用印欄に代理人使用印を押印した場合は、入札書への代理人使用印の押印を省略することはできない。

10 特定契約制度の適用について

本件契約は、高知市公共調達条例（平成 24 年条例第 4 号）に規定する「特定業務委託契約」に該当するものであり、高知市（発注者）と落札者は契約締結にあたり、同条例第 8 条第 1 号から第 12 号に定める事項について特約するものとする。

（当該特約条項を示す場所は、契約条項を示す場所に同じ。）

11 担当部課及び契約条項を示す場所

高知市教育委員会 図書館・科学館課

住所 高知市追手筋 2 丁目 1 番 1 号

電話 0 8 8 - 8 2 3 - 4 9 4 6

Fax 0 8 8 - 8 2 3 - 9 3 5 2

Email kc-201000@city.kochi.lg.jp

担当 弘嶋、杉藤

高知市公共調達条例による特定契約に関するお知らせ

(特定業務委託契約)

契約件名	オーテピア総合案内業務委託
履行場所	高知市追手筋2丁目1番1号
履行期間	令和8年10月1日 ~ 令和13年9月30日

本業務は高知市公共調達条例に規定する特定業務委託契約に該当する業務であり、高知市が定める基準額以上の労働報酬を適用対象労働者に支払うことが定められています。

◆ 適用対象労働者の範囲

適用対象労働者	・ 正社員、日雇い労働者、パート・アルバイト等の雇用形態を問わず本契約業務に係る業務に従事する方
---------	--

次に掲げる者は、対象労働者から除かれます。

- ア 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
- イ 労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
- ウ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特定を受ける者。ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。
- エ 海外において従事する者（海外の工場において製作に従事する者等）
- オ 特定契約に従事した時間が30分に満たない者
- カ 指定管理業務に関し、指定管理者が委託する定期業務（注）以外の業務に係る作業に従事する者
（注）定期業務：指定管理業務に関する業務で、毎週1時間以上の作業を継続して行う業務

◆ 労働報酬下限額

労働報酬下限額	1,098円
---------	--------

本業務に係る作業に従事する労働者等は、高知市が定める1時間当たりの賃金（労働報酬下限額）から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。

◆ 適用対象労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は発注者（市長等）に文書で申出することができます。

ただし、申出をした場合であっても、労働報酬の支払状況等を確認するための賃金台帳の保存年限が、労働基準法で「賃金台帳を最後に記載した日から起算して3年間」と定められており、また、同法で賃金の請求権の時効が2年間と定められていますので、申出時期によっては、具体的な調査や確認ができない、又は不足額の請求権が時効によって消滅している場合もありますので、労働報酬の把握・管理について注意してください。

なお、この申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けることはありません。

申 出 先		申出書提出先・連絡先（担当者）
受注者	(株)〇〇	高知市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL 088-****-**** (担当者：〇〇〇〇)
発注者	高知市教育委員会 図書館・科学館課	高知市追手筋2丁目1番1号 TEL 088-823-4946